

いわき市農業委員会第28回総会議事録

1 開催日時

令和2年7月17日(金) 9時30分から12時20分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(35人)

(1) 農業委員(24人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
勝沼靖	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任
稲葉俊祐	農地調査係 主事

4 欠席者(0人)

5 会議の概要

事務局 (野木係長) 本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第28回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第28回総会議案書
 - 許可申請に係る意見及び決定理由書
 - 現地調査位置図（2種類）
 - 【資料1】第28回総会議案説明書の訂正について
 - 【資料2】令和3年農作業労働賃金標準額第2回協議資料
 - 【資料3】農業者年金 加入状況・受給状況内訳
 - 【資料4】いわき市認定農業者名簿
 - 【資料5】全量全袋検査からモニタリングへの移行に関するチラシ
 - 【資料6】令和2年度農地パトロール強化月間 現地調査スケジュールについて
 - 【資料7】市内での新規就農希望事業者に対する農地情報の提供について（依頼）
 - 【資料8】いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会の開催について
 - 【資料9】令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について（通知）
 - 農業委員会だより186号
- 以上、14点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長 いわき市農業委員会第28回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、全国農業新聞の普及推進ということで、表彰おめでとうございます。

また、蛭田秀史委員においては、ご結婚おめでとうございます。

草野会長

本日は、田植え作業のお忙しい中で、ご参集ありがとうございます。

ここ数年の経過を振り返ると、空梅雨が多かったかなという印象を感じておりますが、九州、西日本においては、昨年度のいわき市の被害を彷彿とさせるような大雨となり、自然の怖さ、異常気象を感じております。

このような自然災害の発生が、今後も懸念されます。

また、今年は日照不足も不安視される状況であり、青空が望まれるところです。

通常ですと、今週で梅雨があけることが多かったと思いますが、今年は少し遅れるようです。

新型コロナウイルス感染症の話題が連日賑わせております。

緊急事態宣言解除されたところですが、第2波が懸念されるところです。

昨日は、東京都で286人の感染が判明したとの報道がありました。

埼玉県や千葉県でも感染者が増えているようです。

国もあらゆる手を尽くしているようですが、やはり社会全体の判断や対応も求められるところです。

昨日から、いわき市でも7月の定例会が開催され、最終日まで議会が続くわけですが、新型コロナウイルス感染症対策で、5月からの議会においては、答弁を要する職員のみでの対応となっております。

このような中、今朝の明るい話題ですが、石川県のぶどうが1房130万円、今年の初さんまも一尾約6,000円と、どちらもびっくりしましたが、農業者にとっては、初競り等での状況は、この時期に不安を払拭するような話題かと思えます

我々の任期もあと1年となりますが、ラストスパートとして、やり残したことがないよう頑張っていきたいと思えます。

我々は総会や現地調査の出席は勿論ですが、日々の取り組みも大切です。

1・1・1運動の取り組みも、できてない方も見受けられますので、少しでも活動し、活動記録に記載いただければと思えます

農業新聞の普及推進や、農業者年金の加入促進など推進も諸々ありますが、残りの期間を頑張っていきたいと思えます。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、令和3年農作業労働賃金に係る協議などの審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局
(野木係長) ありがとうございました。
それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。
本日の通告欠席者はございません。
現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。
只今より、いわき市農業委員会第28回総会を開会致します。
次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。
議席番号12番、佐川良平委員
13番、鈴木理委員
また、書記は事務局にお願い致します。
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。
これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(野木係長) -総会議案書2ページにより会務報告-

議 長
(草野会長) それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長)	<p>本日、議案第11号として、違反転用に係る追案が1件ございます。 なお、本議案については、議案第4号に関連することから、議案第4号のご審議の後、説明をさせていただきたいと考えております。 私からの説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、本日、議案第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてにおいて、議席番号21番、和田正人委員が該当しております。 和田委員には議案審議の際の一時退室をお願い致します。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の3ページを、お開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>説明に入る前に2件の取下げがございます。 議案説明書3ページをお開き願います。 番号3番、及び番号4番の案件につきまして、申請者の都合により取下げになりました。 これに伴いまして、面積の合計が変更になります。 田の面積が10,028.44㎡から8,193.94㎡に変更になり、合計面積も10,028.44㎡から8,193.94㎡に変更になります。 それでは、説明させていただきます。 議案説明書2ページをお開き願います。 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 3ページをお開き願います。 番号1番、2番、5番、及び6番は売買による所有権の移転でございます。 今月の3条申請面積は、田8,193.94㎡、畑0㎡、合計8,193.94㎡と</p>

事務局
(府川主査) なります。
議案説明書4ページをお開き願います。許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書5ページをご覧ください。
説明は、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

18番
大竹委員 議席番号18番、大竹公治です。
番号1番、2番、5番、及び6番の事案につきまして現地を調査しましたが特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第1号については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の4ページを、お開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査) 議案説明書6ページをお開き願います。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについてご説明致します。

事務局 (府川主査)	議案説明書7ページをお開き願います。 また、地図については、現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号1番、令和2年5月26日付で農地法第3条許可が下りていますが、許可を受けた後に譲渡人と譲受人との間で売買価格について折り合いがつかなくなったことから、当該農地の売買が白紙になったため、許可取り消し願いが提出されたものです。 以上1件、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いは、田0㎡、畑582㎡、合計582㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号1番につきまして、事務局のみで現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについては、原案とおとり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【報告第3号を朗読し、報告事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主査)	議案説明書8ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

事務局
(石島主査) ご説明いたします。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
議案説明書9ページをお開き願います。
番号1番、申請地は鹿島町、登記地目は田、転用面積は385㎡、転用目的は一般住宅敷地です。
以上、1件、面積は、田385㎡、畑0㎡、合計385㎡です。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

19番
油座委員 議席番号19番、油座盛明です。
番号1番の事案につきまして現地調査したところ、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第3号は、原案のとおり可決致します。
それでは、次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の6ページを、お開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書10ページをお開き願います。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明致します。

事務局
(坂本主査)

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願い致します。

説明に入る前に資料の訂正がございます。

議案説明書13ページをお開き願います。

番号20番については、申請者より取下願出書が提出されたため、取下げとなりますので削除願います。

続いて、議案説明書16ページをお開き願います。

ただいまご説明致しました申請の取下げに伴い、面積の合計も修正となります。

田の面積が19,061.05㎡から18,578.05㎡へ、合計面積が30,825.30㎡から30,342.30㎡となります。

以上、訂正をお願い致します。

それでは説明させていただきます。

議案説明書11ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は560㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,227㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は鹿島町、登記地目は田、転用面積は763㎡、転用目的は駐車場、及び資材置き場です。

番号4番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は582㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は194.75㎡、転用目的は農業用倉庫敷地です。

番号6番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は1,257㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号7番、申請地は石塚町、登記地目は田、転用面積は1,669㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号8番、申請地は岩間町、登記地目は田、転用面積は528㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は岩間町、登記地目は田、転用面積は683㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は岩間町、登記地目は畑、転用面積は297㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号11番、申請地は岩間町、登記地目は田及び畑、転用面積は499㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は岩間町、登記地目は畑、転用面積は641㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は671㎡、転

事務局
(坂本主査)

用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は708㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は755㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は502㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号17番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は351㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号18番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は820㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号19番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は231㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は644㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号22番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は348㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号23番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は303㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号24番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1,274㎡、転用目的は資材置場です。

番号25番、申請地は遠野町、登記地目は田及び畑、転用面積は4,733㎡、転用目的は資材置場です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号26番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は172㎡、転用目的は一般住宅敷地です。

番号27番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,171㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号28番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,000㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号29番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,095㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号30番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は897㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号31番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,024㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号32番、申請地は三和町、登記地目は畑、転用面積は889㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

事務局
(坂本主査)

番号33番、申請地は三和町、登記地目は田、転用面積は1,921㎡、転用目的は材木等の商品置場です。

番号34番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,474㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号35番、申請地は平、登記地目は田及び畑、転用面積は402.3㎡、転用目的は仮設事務所敷地としての一時転用です。

番号36番、申請地は三和町、登記地目は畑、転用面積は56.25㎡、転用目的は工事用通路としての一時転用です。

以上、35件、面積は、田18,578.05㎡、畑11,764.25㎡、合計30,342.30㎡です。

なお、番号5番については、現在、隣接する畑のL字型擁壁設置工事のための工事用地として農地法の許可を得ずに使用されており、転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められず、許可基準に合致しないものと考えます。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

20番
岡田委員

議席番号20番、岡田光男です。

番号1番から34番の事案について現地を調査した結果、番号5番については、隣接している87番1の畑において、現在、周辺の田に土砂が流出しないよう、L字型擁壁の設置工事が行われているところ
です。

その擁壁設置工事のために掘削した土が申請地内に置かれており、申請地の現況は農地ではありませんでした。

本来であれば擁壁設置のために農地の一部を工事用地として使用するのであれば、一時転用許可を得てから行う必要がありますが、その手続きが行われなまま工事が行われております。

そのため、農地の一部を工事用地として使用する一時転用許可を得たのちに本申請地の転用許可をなすべきと考えます。

また、番号19番については、現場に草木が繁茂していたことから、農地性の回復を確認する必要があると考えます。

番号1番から4番、番号6番から18番、番号20番から34番については、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局
(坂本主査) 番号35番につきましては、工事用仮設事務所敷地のための一時転用であり、また、番号36番につきましては、太陽光発電設備設置に係る工事用通路のための一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、番号5番については、申請地に隣接している土地を掘削した土が置かれており、現況が農地ではなく、転用許可を得ずに工事用地の一部として使用がなされているとの報告がありました。

また、番号19番については、現場に草木が繁茂していたことから、農地性の回復を確認する必要があるとの意見でした。

その他については、特に問題ないとの報告ですが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

12番
佐川委員 議席番号12番、佐川良平です。
参考までにお聞きしたいのですが、最近、太陽光発電設備への転用案件が多いように感じます。

県内、特に県中や県南でも、今ままでより太陽光発電設備に転用する案件が多いのでしょうか。

その辺りを、事務局では把握していますか。

事務局
(草野係長) 太陽光発電設備への転用案件で、件数が多くなってきているのは、本市だけの状況でないと考えられますが、県中、県南地区での具体的な件数については把握しておりません。

議長
(草野会長) それでは、事務局として、他市町村の状況を調べていただければと思います。

その他に委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、番号1番～4番、6番～18番、21番～36番については、原案のとおり可決し、番号5番については、無許可で工事用地の一部として使用されていることから不許可とし、番号19番については、事務局で農地性の回復を確認後に許可することに、ご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長 ご異議無しと認め、議案第4号について、只今の説明のとおり可
(草野会長) 決致します。

 ここで、冒頭での事務局説明のとおり、追加の議案について、事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案書を、お開き願います。
(草野係長)

 【議案第11号を朗読し、審議事項を説明】
 詳細につきましては、担当者が説明します。

事務局 議案第11号、農地法第51条第1項に該当する事案についてをご説
(石島主査) 明致します。

 先程、議案第1号でご説明しました、令和2年6月26日付で提出された農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のうち、番号3番の申請地である渡辺町、及び議案第4号で説明しました、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請のうち、番号5番の申請地である渡辺町について、定例の現地調査を行ったところ、申請地の東側及び南側の一部が掘削され、基礎が打たれており、その隣側には重機等の工事車両が通行するための鉄板が敷かれていました。

 さらに、申請地の一部には、掘削により発生した土が盛土されており、現況として農地性が一部失われていることを確認しました。

 当該農地の状況について、本許可申請書の提出を委任されている行政書士を通して申請者に確認したところ、当該農地は田から畑への農地改良工事を行い、畑作が行えるように整備したところですが、隣接地の田に畑として盛土した土砂が流出することを防止するため、L字型擁壁の設置工事を行っているとのことでした。

 本来であればこれら一連の行為は、事前に一時転用許可を得てから実施すべきですが、許可を得ずに工事が行われているものであり、農地法に反した行為です。

 違反転用者に対しては期限を定めて違反転用行為を是正し、農地法その他関係法令を遵守した上、適切な転用行為を行うよう指導すべきと考えます。

 説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第11号について説明がありました。
(草野会長) 委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第11号については、違反転用と認め、今後は、是正措置を行
うこととなります。

これらの措置については、会長一任とさせていただいてよろしい
でしょうか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第11号、農地法第51条第1項に該当する
事案については、会長一任とし、今後の総会において、是正状況に
ついて報告します。

それでは、次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可処
分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の7ページを、お開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明します。

事務局
(石島主査) 議案説明書17ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いにつ
いてご説明いたします。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定
理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書18ページをお開き願います。

番号1番、取消願いの土地は石塚町、登記地目は田、転用面積は
1,771㎡です。

転用目的は、太陽光発電設備です。

本案件は、令和2年5月26日付けで許可された、農地法第5条の
許可の取消しでございます。

取消理由は、譲受人の所在地が許可申請時に変更されているにも
かかわらず、従前の所在地で申請していたことから許可の取消しを
行うものです。

番号2番、取消願いの土地は内郷、登記地目は田、転用面積は1,497
㎡です。

転用目的は、太陽光発電設備です。

本案件は、令和2年5月26日付けで許可された、農地法第5条の
許可の取消しでございます。

取消理由は、譲受人の所在地が許可申請時に変更されているにも
かかわらず、従前の所在地で申請していたことから許可の取消しを

事務局 (石島主査)	<p>行うものです。</p> <p>以上、2件、面積は、田3,268㎡、畑0㎡、合計3,268㎡です。 私からの説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>番号1番から2番について、現地を調査した結果、特段、問題は ありませんでした。 報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。</p> <p style="text-align: center;">－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第5号、農地法第5条の規定による許可 処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 それでは、次に、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について、事 務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の8ページを、お開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書19ページをお開き願います。 議案第6号、農地法第5条第1項の規定による公共事業の施工に 伴う廃土処理に係る農地転用の申出についてご説明致します。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定 理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願い致します。 議案説明書20ページをお開き願います。 番号1番、公共事業施行者、住所氏名は、平字梅本15番地の福島</p>

事務局
(坂本主査) 県いわき建設事務所長です。
申出箇所の土地の表示ですが、所在地は、内郷です。
地目はいずれも田、合計面積は6,150㎡です。
転用目的につきましては、残土置場です。
事業実施の確実性についてご説明します。
公共事業施工者は、今年の台風19号被害による好間川改良復旧事業に伴い発生した土砂の置き場を工事費削減のため事業用地付近に探していましたが、適当な土地が見つかりませんでした。
しかし、この度、当該農地所有者の承諾が得られたことから、やむを得ず当該農地を恒久的な残土置き場として利用することとなった案件であり事業実施は確実です。
なお、今回の転用面積は6,150㎡であり30aを超えておりますが、当該事業は県主体の転用許可不要案件に該当することから、県農業会議の意見照会案件とはならないことを申し添えます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

18番
大竹委員 議席番号18番、大竹公治です。
番号1番について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第6号について、原案のとおり可決致します。
それでは、次に、議案第7号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局 (小川係長)	議案書の9ページを、お開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (勝沼主査)	議案説明書21ページをお開き願います。 議案第7号、現況確認証明願いについてでございます。 次の、22ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号1番、申請地は遠野、登記地目は田、現況地目は山林です。 面積は、2,464平方メートルです。 非農地化した経緯については、申請地は、道路から低く、かつ幅員狭小で農機等を入れづらいことから20年以上耕作ができず、竹や雑木等が繁茂、山林化し、現在に至っております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
17番 菅波委員	議席番号17番、菅波一郎です。 番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題ありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第7号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第8号、荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書23ページをお開き願います。 番号1番、所在地は遠野町、登記地目は原野、登記面積は1,479,491㎡です。 当該地は、農地法第二条で定義される採草放牧地でございます。 本案件は平成23年の東日本大震災以降、牧場経営を行っておらず、放牧地は原野化し、牛舎等の建物は朽ちてしまい、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であるため、非農地と判断するものです。 以上、1件、面積は、原野1,479,491㎡、合計1,479,491㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、ここで、現地の状況について意見等の報告をお願い致します。
19番 油座委員	議席番号19番、油座盛明です。 番号1番の事案について、現地の状況を確認しましたが、非農地と判断することで、特段問題ありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるところのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第8号、荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断については、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長) 次に、議案第9号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 (小川係長) 議案書の11ページを、お開き願います。
【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (西山主任) 議案説明書25ページをお開き願います。
議案第9号、いわき市農用地利用集積計画についてでございます。
次のページをお開き願います。
農用地利用集積計画第8号の内容について説明致します。
第8号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。
実施地区は、平、四倉。
借り手4名、貸し手6名、対象筆数は田26筆、面積は田21,111㎡となっております。
以上、第8号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画について、説明は以上です。

議 長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第9号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長 (草野会長) ご異議無しと認め、議案第9号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号21番、和田正人委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしく願います。

－議席番号21番、和田正人委員退室－

議長
(草野会長) それでは、議案第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の12ページを、お開き願います。
【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任) 議案説明書30ページをお開き願います。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、議案説明の前に議案説明書の訂正がありますので別紙の資料1、第28回総会議案説明書の訂正について、をご覧ください。

農用地利用配分計画（案）に借り手の追加があったため、議案説明書の32ページに番号13番の案件が追加となるものです。

本農用地利用配分計画（案）は、一度農地中間管理事業により貸借されていた農地について、借り手の変更申請があったため、改めて農用地利用配分計画（案）が作成されたものですが、13番の案件の農地については、変更後の借り手が見つからず、合意解約の上、農地を所有者に返還するものとして手続きを進めていましたが、議案説明書作成後に、地区の担い手が借り受ける事となったため、追加となったものです。

それでは、議案説明書31ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。

土地の所在は平外13筆。

現況地目は田、面積田25,735㎡です。

外12件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画（案）は先ほど説明したとおり、借り手の変更に伴い作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第9号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長 (草野会長) ご異議無しと認め、議案第10号、議案第10号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

それでは、和田委員、入室願います。

－議席番号21番、和田正人委員入室－

議 長 (草野会長) それでは、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長) 議案書の13ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の33ページをお開き願います。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

6月は18件の届出がありました。

合計面積は、田57,494.70㎡、畑32,332㎡、合計89,826.70㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書38ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

6月は17件の届出がありました。

合計面積は、田12,754㎡、畑5,965㎡、合計18,719㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

事務局
(草野係長)

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書43ページをお開き願います。
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。
6月は24件の届出がありました。
合計面積は、田12,937.91㎡、畑3,446.82㎡、合計16,384.73㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の16ページをお開き願います。
【報告第4号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書49ページをお開き願います。
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。
6月は2件の通知がありました。
合計面積は、田2,520㎡、畑0㎡、合計2,520㎡でございます。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。
説明は以上です。
次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局
(野木係長)

議案書の17ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の51ページをお開き願います。
引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。
6月は1件、相続税の納税猶予についての案件でありました。
合計面積は、田0㎡、畑2,272㎡、合計2,272㎡でございます。
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。
続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。
只今10時57分です。
約10分間休憩とし、再開は、11時05分からと致しますので、よろしくお願ひ致します。

(約10分間休憩)

議 長 (草野会長)	<p>全員お揃いですので、再開致します。</p> <p>これより、協議事項に移ります。</p> <p>令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (金成主査)	<p>本日お配りしている資料2をお開き願います。</p> <p>資料2として、2種類の資料をお配りしています。</p> <p>まず、令和3年農作業労働賃金標準額の協議事項からご説明致します。</p> <p>今年度の協議事項について説明しているものでございます。</p> <p>まず1についてですが、令和2年農作業労働賃金標準額の妥当性についてご協議ください。</p> <p>協議の際は、前回の説明資料の資料3の①、7頁から8頁、その他の意見として、標準額を利用した際の問題点が挙げられておりますので、金額の妥当性の他に、単価の考え方等について意見を参照に協議いただければと存じます。</p> <p>2は、新たに設定してほしい項目についてです。</p> <p>昨年度から継続協議となっていた項目についてですが、トラクターモアについては、昨年度同様に県内市町村の設定内容を、別添のA3の資料としておりますのでご参照ください。</p> <p>設定の必要性や、設定する場合の単価等の考え方についてご協議ください。</p> <p>今年度新たに設定してほしい項目については、資料の次のページを参照いただき、摘果作業から1項目ずつ協議をお願い致します。</p> <p>なお、事務局で事前に整理をした項目について、説明致します。</p> <p>一覧の資料の各項目の備考欄に記載のあるものの解説となります。</p> <p>まず、受託作業の中でのもみ摺に出るもみがらの片付け代については、もみがらが一般廃棄物にあたり、処理には許可を得た一般廃棄物処理事業者等に処理を委託する必要があることから、労働賃金標準額として設定することはできないとの整理をしています。</p> <p>なお、関係法令について参考記載をしております。</p> <p>次に、育苗についての成苗までの価格設定については、硬化苗の価格として標準額に設定しております。</p> <p>次に、圃場内で立ち往生した機械の引き上げ作業については、農作業ではないものと考えます。</p> <p>最後に、暗渠排水工事についても、農作業ではなく土木工事であると考えます。</p> <p>それでは、別冊として資料2、農作業を受託した場合の試算表（令</p>

事務局
(金成主査)

和2年度)をお開き願います。

本資料は、現在の標準額を算定する際の基礎資料として、平成20年に試算したものをベースに、現在の価格に置き換えて作成したものです。

なお、平成20年当時にされた試算表との比較のため、機械代金、燃料代については現在の価格に置き換えていますが、基本的な試算の考え方は変えておりません。

まず、試算の考え方については、(1)から(5)までを順番に計算しております。

(1)は標準的な農作業受託農家の経営規模を想定します。

米の作付け割合は、現時点と変わっていますが、前回のものを試算ベースとしたため、前回の割合を流用しています。

(2)は、請負労働作業毎に農業用機械を使用する面積、数量を試算したものです。

(3)は、農業用機械の価格を算出した上で、10aあたりの減価償却費を算出しています。

(4)は、現在の燃料代を用いて、各燃料種別の消費量を算出したものです。

(5)は、(1)から(4)を踏まえ、それぞれの項目毎の試算をした結果でございます。

なお、農業用機械については、10aあたりの農作業を想定し、前回の試算同様に仕様についてはミニマムなものを採用しております。

そのため、中大規模農家が所有している農業用機械で、中大規模面積を耕作した際のスケールメリットや、機械購入時の補助金等を試算に反映させたものでないことをご理解ください。

この結果から、平成20年当時と同様、試算と標準額には差が見受けられ、試算を利用した標準額の算定には根拠として十分な機能を有していないことが考えられる結果となりました。

あくまでも参考資料としてご理解いただき、標準額の協議と参考としていただくようお願い致します。

私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局から説明がありました。

委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

16番
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

前回まで2回程所要のため欠席したものですから、話の流れが違っていれば申し訳ありません。

16番
木幡委員

今の、試算表の2ページについてです。
農業機械の減価償却ですが、あえて前との整合性のため使っているのであれば問題ないのですが、減価償却総額が取得価格の0.9となっています。
今の税法の考え方ですと、1円までの償却ですので、10%残す必要はなく、実用的なものとしては疑問となります。
耐用年数は、5年から8年と記載されて試算されていますが、税法の耐用年数ですと7年と統一されています。
前回との比較であえてこの数字を使っているのであれば問題ないのですが、その辺りの考え方はどうなのでしょう。

事務局
(金成主査)

只今の木幡委員のご指摘のとおり、あくまでの平成20年当時の試算の考え方を取り入れて算出した表になります。
現在の税法の考え方を取り入れた場合、ご指摘の内容が反映しますので、更に標準額との乖離が生じるものと考えられます。
この試算表は、あくまでも参考の資料として取り扱っていただければと考えております。

議長
(草野会長)

事務局説明のとおり、あくまでも前回の資料を元に、その考えを踏襲して作ったということです。
正確に作ればよいのですが、予測値でもありますので、そのようにご理解いただければとのこと。
この資料は、前回だとマル秘扱いの資料でしたので、今、金成主査の話のとおり、公に公開されるものではないという認識で、取扱いには十分に注意してください。
標準額について、資料の3の①の7頁から8頁、その他標準額を利用した場合の問題点を見ていただいて、その意見を参考に協議をしていきます。
まず、育苗についての成苗までも価格設定については、標準額の一番上に載っている670円というのは、JA価格なのだということを利用いただきたいと思います。
その他に、標準額についてこんなところが疑問なのだということはないでしょうか。

－意見無し－

議長
(草野会長)

では、新たに設定して欲しい項目についてですが、トラクターモアが昨年度も何度か協議をした結果、時期尚早であるという意見もあり見送りましたが、一年経過した中で、モアを所有している方も

議 長
(草野会長) ある程度限られますが、現状を勘案した中で、どういう意見をお持ちでしょうか。
ご意見をお願いいたします。

23番
小泉委員 議席番号23番、小泉昌男です。
前回、トラクターモアの件で、発言させていただきました。
その後、状況はそれほど変わってはおりません。
資料には、トラクターモア、1時間7,000円と具体的に記載があり、これはアンケートから出てきたのかなあ、と思います。
需要としては、台数は少なく余り無いかとは思いますが、具体的な数字が出てくると、畔草刈が3,000円で標準額を載せているので、7,000円という具体的な数字を基に、協議できるかと考えます。

議 長
(草野会長) 金成主査、この7,000円というのは、どのような数字になるのでしょうか。

事務局
(金成主査) 事務局から説明致します。
このトラクターモア1時間あたり7,000円は、アンケート調査の結果、そのような単価を記載があったため、そのままに掲載したものです。

議 長
(草野会長) ありがとうございます。
その他に、資料としてスライドモア、ディスクモア等もありますが、それぞれ違いもあります。
それらについて、実際に所有している立場から、和田委員のご意見としてはどうですか。

21番
和田委員 議席番号21番、和田正人です。
標準額はあくまで参考価格なので、相手と相談して決めればよいと考えます。
標準額の一覧表ですが、基準となってしまいますと、条件が悪いところとか、ケースバイケースがあるので、参考価格というのを大々的にはっきりと記載して、あとは当事者間で価格を決めてもらうというので良いのではないのでしょうか。
実際のところ、育苗670円なんかありえませんが。
相手が2,000円でも3,000円でも相手が了解すればよい話でしょう。
標準額表が、強制力を持っているように映ってしまうので、そうならないように表記した上で、価格は当事者間で決定するという考

21番 和田委員	えで良いのではないのでしょうか。
議 長 (草野会長)	実際の、標準額表の上段には、当事者間で委託料を協議する、目安としてご利用くださいとは書いてあるのですが、その辺りの強調が必要ということですね。
21番 和田委員	もっと価格を小さく、その当事者間での協議や、目安の部分が大きくしていただきたい。
議 長 (草野会長)	<p>そういう表現も必要だろうということですね。</p> <p>先ほど、小泉委員のお話のとおり、トラクターモア1時間7,000円という具体的な数字までは、前回の協議では至っていなかったと思います。</p> <p>これは、和田委員のお話のとおり、条件によって草丈も違うため、相当違ってしまう。</p> <p>単価を変えると、例えば10aとすると、条件が悪ければ時間がかかってしまう。</p> <p>今後については、トラクターモアの需要も上がってくることも考えれば、本日の協議で決定する訳ではなく、他委員会や他地域を参考にしながら、次回協議したいと思います。</p> <p>もう一つ、果樹作業の中で、果樹作業については整枝剪定と一般作業は記載されていますが、摘果作業が一般作業にあたるのかどうか、それとも新たに設定するかどうかについては如何でしょうか。</p> <p>摘果以外にも、受粉作業などもあるかと思いますが、それらをどう取り扱うかとも考えます。</p> <p>委員の皆様から、ご意見はございますか。</p>
22番 木田委員	<p>議席番号22番、木田テイ子です。</p> <p>ハウス栽培しておりますが、果樹の受粉や摘果などは、技術的なものと、単純労働や重労働的なものがあるかと思えます。</p> <p>高度な技術を要するものは、高くてもよいと思いますが、果樹だけでそういった細かい項目を決めなくても良いのではないのでしょうか。</p> <p>いちごなどは、朝早くから収穫するため、普通の畑作の作業委託料よりも早朝対応の手当を設定したりしています。</p>
議 長 (草野会長)	野菜と果樹では考え方が違うかと思いますが、木田委員のご指摘のとおりだと思います。

議 長
(草野会長) 今のご意見ですと、新たに細かく設定しなくても良いのではないかと
かという話かと思えます。
細分化するとその分複雑になると思えます。
こちらも、今の意見を踏まえ、次回に最終的な協議とします。
その次の項目ですが、先程事務局の説明のとおり、もみがらの処理
代以降は、整理がされているということによろしいですね。
そうではないという意見があれば、また考えをご発言ください。
最終的に、追加する項目に関しては、トラクターモアをどのように
記載するかということ、次回決定する流れで協議したいと思いま
す。

事務局
(金成主査) 事務局から確認させていただきます。
先ほどのご協議の中で、協議事項の1番にあたる、現在の標準額
については、変更は無いものとしてご理解いただいたということ
によろしいでしょうか。
なお、変更が無いとすれば、次回以降は標準額表の原案をお示し
し、先程、和田委員からもありました標準額表の表記部分について
もご協議いただきます。
ただし、今後の協議の中で、やはり変更が必要だというご意見も
あろうかと思えます。
それについては、原案の中でご協議いただいて問題ありません。

議 長
(草野会長) 標準額については、概ね妥当だろうという意見がありましたが、
育苗から、雇用作業まで、今までの標準額表の価格について、改め
て、委員の皆様からご意見はございますか。

—意見無し—

議 長
(草野会長) このままの価格でよろしいということであれば、挙手いた
きたいと思えます。

—挙手—

議長
(草野会長) うなずいている方と、挙手がまばらですが、特別、ご意見がな
ければ、この標準額を基本に、表現等は見直していきたいと思いま
す。
また、ご意見があれば、次回以降の協議でご意見をお願いします。
それでは、令和3年農作業労働賃金標準額の協議については、こ
こまでと致します。
次回、8月の総会におきましても、引き続き協議させていただきます

議 長 (草野会長)	<p>ので、よろしくお願い致します。</p> <p>次に、その他に移ります。</p> <p>まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (野木係長)	<p>事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。</p> <p>1 【資料3】 農業者年金 加入状況・受給状況内訳 →説明した。</p> <p>2 【資料4】 いわき市認定農業者名簿 →配付した。</p> <p>3 【資料5】 全量全袋検査からモニタリングへの移行に関するチラシ →配付した。</p> <p>4 農業委員会だより →説明した。</p>
事務局 (勝沼主査)	<p>5 【資料6】 令和2年度農地パトロール強化月間 現地調査スケジュールについて →説明した。</p> <p>6 【資料7】 市内での新規就農希望事業者に対する農地情報の提供について（依頼） →説明した。</p>
事務局 (小川係長)	<p>7 【資料8】 いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会の開催について →説明した。</p>
事務局 (金成主査)	<p>8 【資料9】 令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について（通知） →説明した。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他に、委員の皆様から、ご意見はございますか。</p>
11番 新妻委員	<p>議席番号11番、新妻信夫です。</p> <p>道路交通法改正により、トラクターについて、幅が1.7mを超える と一般公道を走るのに免許が必要になりました。</p> <p>それで、地区の農業者が大変困っております。</p> <p>免許を取るのにも、教習6時間で10万円程度かかる。</p> <p>これについて、何か、いい方法はないのでしょうか。</p>
5番 藁谷委員	<p>議席番号5番、藁谷昭夫です。</p> <p>それについては、矢吹町の県の農業短期大学校で3日間程度講習</p>

5番
藁谷委員

を受講して、一般試験を受けるというのが一番早いのではないかと思います。

3番
蛭田委員

議席番号3番、蛭田元起です。

私も6月に大特の研修を受けて、免許を取得しました。

J Aを通して平中央自動車学校に推薦状を書いてもらおうと、8万円程度で受講できました。

ただ、J Aのチラシを見ると7月31日までの対応だったと思いますので、その辺りをJ Aに確かめていただくと良いと思います。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

農業委員会の我々の業務の基本を成すものと思いますので、事務局長のお考えを伺いたいと思います。

いわき市で、ハザードマップの見直しがされました。

許認可の権限を持っているので、勿論、条例を変えることはできませんが、許可を求める申請者に対して、危険水域の土地の所有や転用に関して確認を促すというのを、考えては如何かと思います。

事務局
(太局長)

只今、ハザードマップの見直しについてですが、先日、水害のハザードマップが見直されたところです。

ハザードマップは、見直しをされる度に全戸配布ということで、市民に広く行き渡っております。

そういった状況で、重ねて危険水域の農地だという注意喚起をする予定は、今のところ考えておりません。

13番
鈴木委員

事務局長のご認識のとおりかと思いますが、私、改めて市長部局に基本的な考え方を伺ったところ、都市建設部では、既に、都市計画に係るハザードエリア確認書を申請者に提出を求めています。

非常に簡単な様式で、ハザードを確認していますか。イエスカノーかなんです。

土砂災害の警戒地区に入っていますか。

勿論、法的根拠は何も無い。

ただ、万が一災害が発生した際に、申請者に、ここはこういうエリアを承知で申請されますね。

ということを確認することは、許可権を持っているところは真剣に考えていくべきだろうと考えます。

現に、市長部局ではやっているわけですから、検討していただきたいと、お願いしておきます。

それから、市長に、農業委員会として、前は建議でしたが、今は

13番
鈴木委員

農地利用最適化の推進の意見ということで、提出をしておりました。

今年は、既に7月になりました。

例年ですと10月には市長に提出し、12月には市議会にも周知されておりました。

これは、どのように考えているのでしょうか。

それと併せて、農林水産部の新年度の事業計画の説明を毎年受けておりましたが、5月か6月に行っていたかと思いますが、これもどうなっているのでしょうか。

我々は、地域の農業者の声を吸い上げ、そして、農政に反映させるという、大事な業務であると認識しております。

これらについては、やる、やらないのではなくて、やるというのが私の基本的な考えであります。

これらについてご意向を伺いたいと思います。

特に、市長に対する意見については、今のタイミングでは今年度は難しいだろうと私は考えております。

しかし、農林水産部の事業説明は、次回でも実施は可能かと思えますし、我々の声を農林水産部に直接届けるということはできます。

それらについて、どうでしょうか。

議 長
(草野会長)

只今の、鈴木委員のご質問については、ここ数日事務局とも協議を行ってきました。

それについて、事務局長お願いします。

事務局
(太局長)

お答えの前に、先程のハザードマップについてですが、申請の際にハザードマップを確認する必要があるかどうかにつきましては、農地法第3条から5条までの申請があります。

農地法第3条に関しては、農地を農地として利用するというところで、生命に危険が及ぶかどうかの確認は不要であろうと考えます。

問題は、第4条及び5条の許可申請であります。

そちらの点については、確認の方法について、検討させていただいて、次回の総会で報告させていただきたいと思えます。

意見書の件につきましては、只今、スケジュール等を含め、事務局で検討を進めております。

次回の役員会にスケジュールを含めお諮りし、それを以て、総会に提出させていただきたいと思えます。

最終的には、意見書取りまとめの際には協議、議案となりますが、次回はスケジュール等の報告とさせていただきたいと考えております。

意見書については、提出する方向で進めておりますことをご理解

事務局
(太局長)

いただければと思います。

農林水産部の事業説明ですが、意見書をまとめる際に農林行政について、理解を深めた上でないと、まとめられないかと考えておりますので、意見書をまとめるスケジュールの中に組み込んだ上で、農業委員、及び農地利用最適化推進委員の皆様にお示ししたいと考えております。

議長
(草野会長)

只今、事務局長の説明のとおり、農林水産部の事業説明と意見交換会を設けていただき、その上で、農業委員、及び農地利用最適化推進委員の3年間の総仕上げという時期になりましたが、農地利用の集積等の意見をまとめて、意見書を提出するという流れであるということです。

これをやらないで済ませるわけにはいきませんので、残された時間で、早くセッティングするということで、進めて参りたいと思います。

我々の仕事の総仕上げとして、進めていきたいと思いますが、事務局も50周年等で大変かと思いますが、お願いします。

その他、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

4番
遠藤委員

議席番号4番、遠藤重和です。

鳥獣駆除のことで、狩猟保険についてお話しします。

ここ数年、市内の農地で猪による被害が急増しています。

泉地区でも、罾狩猟の免許を取得しまして、駆除の許可を得て駆除を行ってきました。

狩猟免許の市の窓口で罾の許可を求めたところ、昨年初めには許可を得たのですが、暮れになりまして、警察からの通知で、狩猟保険に加入しなければならないとされ、許可を得られませんでした。

それで確認したところ、狩猟保険は団体加入となり、罾1機毎に保険料がかかる仕組みだそうです。

そのため、猟友会に加入しないために、許可が得られず、被害が防げないという事例が多数存在してきています。

いわき市においても、狩猟の補助金とまではいかななくても、免許を持っている者が、猟友会に加入しなくても、市が狩猟保険の団体加入の窓口になって、個人でも狩猟保険に加入ができて、害獣駆除が行えるようにして欲しいという意見が出されておりました。

我々も農業者の代表なので、獣害被害も深刻ですので、是非検討して欲しいというお願いであります。

議 長
(草野会長) 地域的には、中山間直払いの指定を受けているところはその範疇で、対応している場合もあるようですが、遠藤委員のお話の件も検討する必要があるかと思えます。

これについては、事務局で確認をお願い致します。

事務局
(野木係長) この内容については、農業委員会で何が対応できるかについて、整理し皆様にお示ししたいと思えます。

議 長
(草野会長) それでは、他に委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第28回総会を閉会致します。